

訴 状

2021年11月24日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 笹 本 潤

弁 護 士 緒 方 蘭

弁 護 士 仲 尾 育 哉

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

国家賠償請求事件

目的物の価格 金3000万円

貼用印紙代 訴訟救助の申立

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対して金3000万円及び訴状送達の日翌日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員の支払いを求める。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

1. 原告が入管に收容された経緯について

原告は、ニューヨークで妻・■■■■と1991年に出会い、1992年に米国で結婚し、1994年と1995年に二人の子どもを産んだ。なお、訴外■■■■とは1度離婚し、2012年に2度目の結婚をしている（甲1参照）。

1999年に、妻が来日し、原告も配偶者ビザを取得し来日した。原告は、日本に来てからは、成増、横須賀に住んだ。その後2008年には小岩に家を買って、2012年には、小岩でハイチ料理屋の経営を始めた。

2013年、原告は腹壁ヘルニアの手術をするために米国に帰国した。米国滞在中に、原告は、2018年10月にハイチ国籍から米国籍に国籍を変え、名前も■■■■から、マーク・ゴードンに変えた（甲2、3）。

原告は米国に着いてからは、ニューヨークのハーレムセンター病院で検査を受け（甲4の1～6）、2014年3月27日には腹壁ヘルニアの手術を同病院で行い（甲5）、2018年1月29日には、シナイ医療センターで2回目の手術を受けた（甲6）。しかし、手術の結果はあまり順調でなく、その他にもぜんそく、糖尿病、高血圧などの症状もあった。医者は完全に直るまでは日本の病院ではうまく治療できないので、再入国の期限は徒過してしまうが、日本への帰国は遅くするように言われた。

その後2018年に日本に帰国し、妻及び子どもたちに会おうとしたが、2018年11月26日に、羽田空港で上陸を拒否された。上陸拒否の理由は、再入国ビザの期限が2017年7月9日に切れていたこと（甲3の2）である。2018年11月30日に、原告は東京入国管理局羽田空港支所に收容され、その後、東京出入国在留管理局（品川）に移され、收容され2年半以上経った2021年5月13日によ

うやく仮放免許可を受け釈放され、現在も仮放免中である。

原告は、妻や子と会って話しがしたいし、日本では仕事をしてきて不動産も所有しているので、米国に帰国することはしなかった。原告は、日本に帰国後、妻が離婚届けを原告に無断で 2015 年 12 月 8 日に出したことが発覚し、原告は収容中に離婚届けが無効の訴訟を起こしたが、2021 年 2 月 17 日に離婚無効訴訟は敗訴し、確定した。

2. 本件の入管職員による暴行について

2020 年 6 月 2 日の東京出入国在留管理局に収容中、原告は、収容所内の居室（収容区 D 共同 3 号室）に収容されていた。同日午後 6 時すぎころ、コロナウイルス対策用に配られた固形石けんにつき、原告自身石けんは持っていて買う余裕はなかったし、ぜんそくのため石けんの臭いがつらかったので、職員に必要なと告げたところ、職員はそれを受け付けなかった。そこで原告は、居住の部屋の食器口より部屋の外側（通路側）に石けんを出した。

しかし、職員は、そのことについて話があるから、別のところで話そうと言い、原告はそれを拒否した。そうしたところ、いきなり 6～8 人の収容所職員が来て、原告を無理矢理居室から外に連れ出し、エレベーターで違う階の収容区 D 調室に、さらに収容区 G 単独 1 号室連行した。その間も職員から「金を出せ」との暴言を言われ続けた。これは全く言われのない暴言で、職員が日常的に原告に対して言い続けて原告を侮辱してきた言葉である。後述する甲 1 1 号証の 3 頁目の最終行には、原告が「アイ キャント ペイ マニー」と連呼したと記載があるが、まさしくこのように原告は職員からしょっちゅう何の理由もなく「金を出せ」との暴言を言われ続けたのである。

さらに原告は収容区 G 保護 2 号室（懲罰房）に強制的に移動させられ、その保

護室（懲罰房）内で職員より暴言を投げかけられながら、暴力的に制圧された。

懲罰房では、原告は約 8 人の職員たちに取り囲まれ、職員たちは、膝を使って、頭と首の後ろ、脇腹、腰、尻を押さえつけ、また蹴った。また、職員たちは、暴行の途中では手錠で原告の左腕を挟み、原告の左腕には激痛を走らせ、左手を動けなくし、最後には背中で羽交い締めにして、手錠を後ろ手にはめた。そして原告を鎮めるために最後には鎮静剤の注射を打った。そのため原告はしばらく気絶した。その後、目が覚めて、背中にあった手錠を足をくぐらせて体の前に回したところ、職員が再び見に来た。甲 17 の画像 30 では手錠が背中にあるのに、画像 31 では手錠は身体の前に来ている。そして、再び 8 人の職員が懲罰房に入ってきて、1 回目とほぼ同様に 2 回目の暴力が始まった。最後には再び背中で手錠をはめられた。

懲罰房に連行される直前から一連の行動はハンディカメラでも撮影され、懲罰房内では天井の固定ビデオでも一連の場面が撮影されていた。午後 8 時半頃、手錠がようやくはずされ、職員たちは帰った。原告は、保護室（懲罰房）に、その後 2020 年 6 月 2 日から 6 日の 4 日間収容された。

当時この暴行事件に関わっていた職員は、名前を原告に示さなかったが、職員番号は、B304, 1669, 1533, 1320, 1554, 1454, 590, 1318, 13, 618, 1482, 1448, 424 の 13 人であった。

3. 入管職員による暴行の経緯

原告は、上記入管職員の暴行が写っているビデオテープの開示を求め、2021 年 1 月 15 日に東京出入国在留管理局長宛てに個人情報の開示を請求した（甲 7）。これに対して同管理局長は、2020 年 6 月 2 日に固定ビデオデータとハンディカメラデータの存在は認めつつも、開示をしなかった。個人の権利保護、公共の安

全と秩序に支障を及ぼすということが理由であった（甲 8）。

しかし、これには理由がないと考え、原告は 2021 年 4 月 8 日、東京地方裁判所にビデオテープ及び書類の開示を求める証拠保全を申立て、同年 6 月 8 日に東京出入国在留管理局収容所 4 階で裁判所による検証が行われた（甲 9 検証調書）。その結果、ビデオテープは開示されず検証不能とされたが、職員による当日の記録 5 つが提出された（甲 1 1～甲 1 5）。ただし、入管その後ビデオ記録の一部を抜粋した静止画を任意に提出することを約束し、それは同年 7 月 6 日付けで原告に提出された（甲 1 6 報告書、甲 1 7～2 1 静止画）。

4. 静止画の内容について

(1) 被告が上記証拠保全手続きによる検証の後に任意提出した静止画（甲 1 7～2 1）は、2020 年 6 月 2 日に撮影された以下のビデオから一部抜粋したものである。

ビデオ 1 保護室における監視カメラ映像（同日 19 時 00 分から 20 時 38 分）（甲 1 7）

ビデオ 2-1 ハンディカメラ映像（同日 18 時 48 分から 19 時 6 分まで）
（甲 1 8）

ビデオ 2-2 ハンディカメラ映像（同日 20 時 00 分から同時 3 分まで）
（甲 1 9）

ビデオ 2-3 ハンディカメラ映像（同日 20 時 35 分から同時 38 分まで）
（甲 2 0）

ビデオ 3 収容所内エレベータにおける監視カメラ映像（同日 18 時 58 分から 59 分）（甲 2 1）

しかし、これらの静止画は、ビデオ記録の一部を切り取ったもので、原告

が主張する請求の原因2項に述べたような入管職員による暴力の場面がすべて削除されていて、真実を隠していると言わざるを得ない。

そこで、原告は、原告は被告に対して、これらの静止画だけでは真相は解明されないから、上記ビデオ映像のすべてを提出することを要求する。静止画では、当日の職員や原告の音声がわからず、入管職員の暴力やその様子がわからない。特に本件の制圧シーン及びその前後には、入管職員による原告に対する、「金払え！」という言葉などの侮辱的な暴言も含まれている。これらの音声は静止画では全くわからない。

以下のように、被告は、静止画を恣意的に断片的に提出していることがわかる。静止画のみを断片的に提出したという事実から、原告が主張する被告の職員による暴力行為が推認される。

(2) 被告が提出した静止画を見ると、入管職員らと原告が静止画に写っているシーンは主に3つに分けられる。それらの不自然な点、ビデオテープでないと解明できない点を以下に述べる。

A：ビデオ1（甲17）について

①19時00分37秒から19時05分45秒までの場面（ビデオ1の画像1～30）

この約5分間の間に、原告が6人の職員によって押さえつけられ、その内一人の職員は原告の後頭部部分に体重をかけるように押さえつけている。画像14（19:01:04）から画像22（19:04:25）の約3分間の間、原告の後頭部に乗っている職員の膝がずっと原告の後頭部を押さえつけており、原告の首は折れそうな状態が続いた。そして最後の画像26（19:04:44）は、手錠を後ろ手にはめるシーンである。

この約5分間のシーンの中で原告は職員の一部から首、腰、足を蹴られ、

腕も手錠で挟み挙げられている。しかし、それらのシーンは静止画ではカットされている。最後には注射を打たれ、気を失うが、そのシーンもカットされている。

画像18から19の間は約40秒、画像19から20は約30秒、画像20から21は約30秒、画像21から22は約30秒、それぞれ間隔が開いている。この間は職員が原告を押さえつけ、原告が最も密着した時間でこの間に職員の暴力が行われた可能性が高いのに、なぜか不自然に静止画が提出されていない。意図的に静止画を提出しなかったとしか考えられない。

そして、原告が手錠をはめられてからの画像23から44までは5～10秒おきに間隔が狭い。これは原告の動きがあまりなくなってからのシーンだから、職員の暴力もなかったのもので、提出したのである。

その後画像30では手錠が後ろ手だったのに、15秒後の画像31では手錠が前に来ている。この間に原告は手錠を背中から身体の前にくぐらせたのである。

また、上記に書いた第2回目の暴力もこの直後に起こっているのであるが、静止画も大幅に削られて提出されている。タイムコードでは19時10分あたりから20時00分あたりにかけての50分間の静止画はわずかしこ提出されていない。しかし、この間に2回目の暴力が行われている。特に甲17の画像44と45の間には約5分間の間隔が開き、45と46の間も約5分の間隔がある。また48と49の間も約8分の間隔が開いている。56と57の間は約8分、57と58の間は約10分、58と59の間も約10分の間隔がある。被告が、これらのいずれかの間隔の間に第2回目の暴力がないと主張するならビデオテープを提出すべきである。

②20時00分55秒から20時03分03秒までの場面（ビデオ1の画像61～83）

職員8人が原告を囲い込み、また離れるまでのシーンである。画像73から82までには職員と原告がもみあっており、この場面で職員の暴力がなされた可能性が高い。このシーンの実際の出来事は静止画だけではわからない。ビデオテープでしか真相はわからない。

③20時35分46秒から20時37分56秒までの場面（ビデオ1の画像92～106）

職員7人が原告を囲い込み、原告の手錠をはずすまでのシーン。このシーンでも、職員と原告はもみ合っており、原告は暴言や暴行を受けている。そのシーンが写っていない。

以上より、被告が提出した静止画は、特に職員と原告がもみ合っている場面での画像が少なく、またもみ合っているところこそ動画で音も含めて観察しないと実態が全くわからない。被告は速やかに被告が保持しているビデオテープすべてを提出すべきである。

B：ビデオ2-1（甲18）について

画像51（19:00:46）から59（19:02:57）までの約2分間に、約5人の職員が原告を押さえつけており、8枚の静止画があるが、それでも特に原告の後頭部を押さえつけた職員がどのくらいの強さで押さえつけていたか、他の職員が蹴ったり殴ったりしていないか、は途切れ途切れの写真ではわからない。このシーンが最初の暴力シーンとして、もっとも重要である。ビデオテープで真相を明らかにすべきである。

C：ビデオ2-2（甲19）について

画像7（20:01:39）から画像20（20:03:03）の間は、5人の職員と原告が手錠

をめぐってもめているようなシーンが写っているが、どのようなやりとりなのかは判らないし、職員による暴言についてはビデオテープでしかわからない。

D：ビデオ2-3（甲20）について

画像5（20:36:00）から画像19（20:38:01）の間は、5人の職員が原告の手錠をはずしシーンであるが、ここでもどのようなやりとりがあったのかわからない。被告に不利な言葉が原告に投げられている可能性がある。これはビデオテープをみないとわからないことである。

以上のように、被告が提出した静止画だけでは、意図的に暴力が行われたシーンを不提出としており、入管職員らと原告がもみあっているシーンなど暴力が行われた可能性が高い静止画の提出が少なく、また静止画だけではその強度や声、雰囲気わかりにくい。それらの真相を解明するには、ビデオテープでないと解明できない。被告は、原告に対する暴力を行っていないと主張するのであれば、ビデオテープを提出して身の潔白を主張すればいいのである。逆に提出しないのであれば、自らの暴力を隠蔽しようとしているとしか考えられない。

5. 収容中の原告に対する入管職員の言動について

原告は、入管収容中、入管職員からさまざまな差別的扱いや嫌がらせを受けてきた。たとえば、日常的にアメリカに「帰れ、帰れ」や「お金を払わないと暴行するぞ」「金払え」と言われ続けた。これは本件6月2日の暴行の前にも後にもあった。原告がハイチ系米国人であり黒人であることに基づく差別的言動である。入管職員に対する教育を徹底すると前上川法務大臣は言ったが、このように入管職員は外国人差別が激しいのは、原告代理人も他の入管の事件で外国人依頼者からよく聞いている。

上記の同年6月2日の職員による暴力の後、背中や左手神経が痛いと訴えて

も、外部の病院に長い間検査を受けさせてくれなかった。収容所内部の診療所では、6月15日に診察を受け、腰と肩の痛みを訴えている。7月20日には、肩と肘の関節痛を訴え、前月6月2日の暴行とその時に注射されたことにより調子が悪い旨を訴えている。8月26日には、目の白内障、左股関節痛とかかと痛を訴え、糖尿病、脂質異常も訴えている。9月9日には、肩、腰、背中が痛いこと、左親指の関節の曲がりが悪いことを訴え、夜中に6月2日の暴行を思い出してしまい、発汗し、むくみで目が覚めることも訴えている。9月28日には、職員の暴力により、腰痛、肩痛、指先、背中と痛みが拡大し、一日に湿布を10枚も貼っていることを訴えている（以上、甲22診療記録）。

原告代理人は、原告の難民認定請求及び仮放免許可申請の代理人だったため、収容中の原告と頻繁に面会し、同年6月2日の暴行事件の後の原告の症状の悪化を聞き取り、また目撃してきた。同年11月11日には、原告が体調の不良、特に、手の痛みが激しく、腫れてきた時に、外部の病院に入管が連れて行かないという事態が起こったため、緊急に要請書を被告に送った（甲23要請書）。しかし、それでも被告は何らの措置も取らないので、同年11月26日に再び緊急要請書を送った（甲24緊急要請書）。このときには腰の痛みが激しかった。収容所内の診察室では痛み止めの薬しかもらえず、レントゲンやMRIなどの検査はされなかった。

2020年12月の時点では、右の腰のあたりから骨が少し飛び出してくらいであったのに、外部の東京高輪病院での診察・検査を受けさせてもらえなかった。同年12月17日に仮放免許可申請した時の、原告代理人の申請書では、原告は、6月2日の暴力により、腕と神経の痛みが続いており、背中を職員に蹴られたときに腰の骨が変形し、身体の外に出てきつつあり、体重も入所したときの半分に落ちていたことを仮放免の理由として申請した（甲25）。さら

に原告代理人は、2021年2月19日には、コロナウイルスの感染者が所内で発生した際には、衛生状態が悪い収容所9階にあるSブロックの単独房に入れられ、2ヶ月以上閉じ込められたことを抗議し、暴行事件以後原告は腰の痛みがあり座ることもできず、寝ることもつらいことを訴えて、外部での病院での検査を求めた（甲26）。

以上のように何度も外部の病院で検査するように求めたにもかかわらず、東京高輪病院で診察とMRI検査を受けたのは、本件暴行事件から10ヶ月も経った2021年4月15日だった（甲31の1～5参照）。

また、2021年4月23日の収容中には、当職が原告から電話で聞き取ったところ、上記暴行事件の前後には、入管職員から、「お金を払わないと暴行するぞ」、と全く理不尽な脅迫的言動もされたことがわかった。なお、原告はその後2021年5月13日に約2年半ぶりに仮放免許可を受け釈放された。

6. 原告の障害及び後遺症の内容

この入管職員による暴力行為により原告は、後頭部、左腕及び関節の痛み、左手の神経痛、足で押さえつけられ、蹴られたから、首、背も足も痛い。原告の左太腿には金属のパイプが入っている。そこが蹴られて痛む。また、腰骨及び尾骨のあたりも蹴られたため、腰骨自体も損傷した。2020年12月の収容中には、腰の骨が体の外に出てきていた。頭も痛く、時々激痛が走る。

さらに精神的にも、極度の不安焦燥、フラッシュバックによる不眠がある。今でも毎日2～3時間しか睡眠が取れない状態が続いている。また手には神経痛が残り、多岐にわたる障害が発生している。2021年4月15日には、東京高輪病院でMRIの検査を受け、尾骨部近くの腰骨が損傷を受けたことがわかった。米国で手術した時には、腰骨の損傷はなかった。現在でも、腰痛、慢

性疼痛、心的外傷後ストレス障害、不眠症の症状が残っている（甲 27 診療情報提供書）。

腰骨の損傷については、2016 年 11 月 7 日米国ハーレム病院における MRI 映像では、尾骨の下から 2 番目の骨周辺には異常はない（甲 28 の 1, 2）。また同じく 2017 年 12 月 13 日のシナイ医療センターの MRI 映像でも異常は見当たらない（甲 29 の左の写真）。また 2019 年 9 月 12 日に入管内診療所で撮影した映像でも、尾骨の下から 2 番目周辺には損傷は見られない（甲 30）。

ところが 2020 年 6 月 2 日の職員による暴行後の 2021 年 4 月 15 日に東京高輪病院で撮影した MRI の映像（甲 31 の 1～5）では、下から 2 番目の骨周辺部分が損傷している。原告が現在でも腰痛が続いているのは、これが原因だと考えられる。頸椎部にも損傷が残っている可能性がある。原告が今でも続いている腰痛の原因は、これらの MRI 映像から明白である。原告は 2018 年 11 月 30 日から 2021 年 5 月 13 日まで 2 年半年以上収容されていたのであるから、これらの甲 28～31 の証拠写真により、被告職員による 2020 年 6 月 2 日の暴行以外に、原告の骨に損傷が生じた原因は考えられないのである。

7. 被告の原告に対する身体的、精神的な暴力に対する法的責任

被告国の職員による 2020 年 6 月 2 日の暴行は、職務を行うにあたって違法に原告に損害を与えたといえるので、被告国には国家賠償法 1 条の責任が成立する。

また、被告職員らの行為は、日本政府が批准している拷問等禁止条約 1 条の黒人や外国人に対する差別を理由とする、身体的及び精神的に人に重い苦痛を故意に与える行為に該当し、拷問等禁止条約違反でもある。2020 年ジョージ・フロイド事件をきっかけに米国でブラックライブズマターの運動が始

まったが、被告職員が膝で原告の後頭部を押さえつける様は、ジョージ・フロイドへの暴行を思わせるものであった。

8. 損害額の内容

2020年6月2日の被告職員による暴行及び職員の暴言、により原告は精神的、肉体的なダメージを受けた。原告は現在、足が片足に体重をかけるようにしてしか歩けず、肉体的に労働できない状況であり、労働能力も生涯にわたって相当部分が失われ、精神的なトラウマも生じている。

これらの精神的損害及び逸失利益を金銭に換算すれば金3000万円をくだらない。

9. まとめ

以上より、被告国の職務にあたる東京入管職員が、その職務を行うについて、故意によって違法に原告に損害を加えたので、国家賠償法1条により、原告は被告に対して金3000万円の損害賠償金及び訴状送達の日翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

以上

証拠方法

別紙証拠説明書記載のとおり

添付書類

- | | | |
|---|-------|----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 甲号証写し | 2通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1通 |

当事者目録

- 〒 [REDACTED]
- 原告 ゴードン マーク
- 〒160-0007 東京都新宿区荒木町 20-4-906
笹本法律事務所（送達場所）
電話 03-5363-5252, Fax 03-5363-5251
原告訴訟代理人
弁護士 笹本 潤
- 〒 107-0052 東京都港区赤坂 2-2-21 永田町法曹ビル
東京合同法律事務所
電話 03-3586-3651, Fax 03-3505-3976
原告訴訟代理人
弁護士 緒方 蘭
- 〒 530-0047 大阪府大阪市北区西天満 5-16-3
西天満ファイブビル 301 C&L 法律事務所
電話 06-6365-1210, Fax 06-6365-1220
原告訴訟代理人
弁護士 仲尾 育哉
- 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 1 号
被告 国
上記代表者 法務大臣 古川 禎久